

お客様各位

## 【お知らせ】

確認申請における市町経由の取り止めについて

いつもセンターをご利用いただきありがとうございます。

これまで建築確認申請にあたり、センターへの提出前に建築基準法上の道路種別や都市計画に関する支障の有無について確認するため市町経由お願いしてきましたが、近年の行政情報におけるデジタル化の推進に鑑み、令和6年1月受付分より市町経由を取り止めます。

今後は行政から提供される情報等を活用した[自主チェック](#)をお願いします。

利便性向上に向けた取り組みを進めて参りますので、引き続きセンターのご利用をお願い申し上げます。

令和5年12月 1日

指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター